原判決を破棄する。 被告人は無罪。

本件控訴の趣意は、弁護人山口好一提出の控訴趣意書(ただし、第二点のみ陳 述)記載のとおりであるから、これを引用し、これに対し次のとおり判断する。 所論は、要するに、本件事故は、被告人自身が原審公判において供述していると おり、当日被告人運転の貨物自動車に助手として同乗していたAが被告人に代つて ハンドルを握り運転中に惹起したのが真相であるから、被告人は無罪であり、これ を被告人の犯行と認定した原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな重大な事 実誤認があると主張するものである。

一件記録及び当審における事実取調の結果を総合して考えてみるに、 本件の公訴事実は、「被告人は、自動車運転の業務に従事しているものであ 昭和四〇年四月一七日午後三時四〇分頃、大型貨物自動車を運転し、下都賀 郡a町大字bc番地付近国道を宇都宮方面に向け時速約五五キロメートルで進行 中、前方約四〇メートルの道路右端付近に佇立するB(当四年)外三名の幼児を認 めたのであるから、幼児等が交通知識に乏しく不測の行動に出がちであることに鑑 み、同児等の動向を注視し、機に応じ何時でも停車出来るよう徐行して進行し、 故発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があるに拘らず、対向車に注意を奪わ れ、右幼児等の動向に注意せず、漫然同速のまま進行した過失により、右幼児の中 からBがかけ出したのに気がつかず、道路中央線を越えて来たのを約三・七メート ル前方に認め、急ブレーキをかけたが間に合わず、自動車右側前部フェンダー及び 右側後輪フェンダー前部で衝突した上、同後輪で轢き、よつて頭部挫滅により即死 するに至らせたものである。」というにあり、原判決は、Aの司法巡査に対する供 述調書、被告人の司法警察員及び検察官に対する各供述調書その他の挙示の証拠に よつて右公訴事実と同一の事実を認定して、被告人を有罪としたものである。

〈要旨第一〉二 ところで、右公訴事実に対しては、被告人は、原審第一回公判に おいて「起訴状記載の日時、場所で私の</要旨第一>乗つていた自動車がBさんをひ いて即死させたことはまちがいありませんが、そのときは、私が運転していたのではなく、助手のAが運転していて事故を起したのです。」と陳述したのをはじめとして、原審及び当審公判において一貫して同趣旨の弁解をしているという関係にあ その供述するところは、供述の時々によつて多少の差異、出入りがないわけで はないが、これを総合、要約すると、凡そ次のようなことに帰するものである。 なわち、本件事故当日の昭和四〇年四月一七日、被告人は、その雇われ先のC有限 会社の業務として、同会社所有の貨物自動車にらつきようを積載し、Aを助手とし て同乗させて、早朝太田原を出発して東京に赴き、鋼材四トン位を積載して午前一 〇時頃帰路につき、途中埼玉県春日部市内の食堂で昼食をとり、午後二時頃同所を 出発したが、その際、被告人が用便に立つていた間に、助手のAが運転席に坐つて エンジンをかけ、自分にハンドルを持たせてくれと頼んだので、同人に運転させて a町の事故現場まで行つたところで事故が発生した、被告人は、その際、助手席に 横になり送り状を見ていたが、急ブレーキがかかつたので、起き上つて外を見たと ころ、子供がひかれていた、その後四・五分位してから矢板警察署の白バイが来た が、その間に、Aが、慰籍料や罰金は自分が払らかう名前を貸してくれと両手を合 わせて頼み、被告人としては、かねてAを不良じみた男と考えており、同人の頼みをきかなければ暴行あるいは自宅への放火等どんなことをされるかも知れないとも 考えたので、これを引き受け、警察官に対し被告人が運転していて事故を起したと 述べ、その後検察官に対しても同様に供述したが、捜査官に対する各供述調書に記 載されていることは、被告人が白バイが来るまでの間にAから聴取したことに被告 人の想像を加えて応答したことや警察官が被害者といつしよにいた子供らから聴取 してこらではなかつたかと尋ねることをそのまま肯定したことから成り立つているもので、事実ではない、被告人が公判段階になつて真実のことを述べるつもりになったのは、Aが、慰籍料及び罰金等は自分で都合するといっていたのに、その約束を実行せず、変速にしてしまったので、その 、夜逃げしてしまつたので、そのような人間の身代りになる必要はない と考えるに至つたこと、被告人がC有限会社の専務取締役Dに公判において真実を 供述すべきかどうかを相談したところ、同専務がその親族にあたる大宮市在住の現職裁判官等にその意見を求めてくれ、同裁判官等としても身代りになつていること が事実であれば真実のことを述べるべきものであるという意見であると聞かされた ことその他被告人の妻及び兄弟等からも真実を述べるように勧められたこと等によ

るものであるというのである。

そして、右に掲げた被告人の供述内容のうち、助手のAが夜逃げをしたという点は、原審及び当審において取り調べた関係証拠により、同人は、自称A、昭和一九年一〇月一日生れ、関西地方の出身者と認められる者で、Cの寮の一室に起居していたが、本件事故より三カ月半位経過した後である昭和四〇年八月二日、同年七月分の給料の支払を受けた後、同日夜から翌三日朝まての間に、右寮から姿を消して所在不明となり、以後指紋の対照その他の方法によつてその所在を求めても、その所在が明らかとならず、Aが本名であるかどうかも疑われる者であることは、疑を容れない事実であるという関係である。

- 2 被告人が、原審及び当審公判において、司法警察員及び検察官に対し虚構の供述をした理由として、事故現場においてAより懇請されたことをAが不良じみ学明であるため同人の懇請を拒否した場合に報復行為をされることを虞れたことを呼ばていることは、前記のとおりであるが、原審証人D、同G、同I並びに当審証人G等、C関係者の各証言によれば、Aは不良風の青年であつたには違いないが、同人が他人に対し暴行等を加えたことを見聞したことはないというのであり、被告人が他人に対しよれば、被告人としても同人より暴行等を加えられた経験はないの原審公判供述によれば、被告人が同人より暴行等を加えられた経験はいいの原審公判供述によれば、被告人が同人より暴行あるいは自宅への放というであるから、たとえ被告人がその際同人より暴行あるいは自宅への放りの報復行為をされることを虞れたということは、信用できないというべきである

4 被告人が、原審第一回公判以後、助手のAがひき起した事故で、被告人は反っない。 被告人が、原審第一回公判以後、助手のAがひき起した事故で、被告人は反った。 であると供述すると供述するになりになりになりになりにない。 はなすするとはではない。 はないたのではないが当ない。 はないたのの身にはないのかとない。 を免りなるではないないない。 を免りなるが当れて、ないのからいではないない。 をの約束を見まするとおいる。 をの約束を馬鹿あるとおいる。 をの指するとおいいの供述を変更にない。 の約束を馬鹿あるとおいるではは、とれるのにはないののに、 をの約束を馬鹿あるとおいるではは、このには、 の約束を馬鹿あるといいの供述を変更にないでのに、 をの約束をしているのは、 のののに、 をのが、 のののに、 をのが、 のののに、 をのが、 のののに、 をのが、 のののに、 ののに、

一四 以上の次第で、本件については、助手であつたAなる者が所在不明で、これを直接証人として尋問することができない以上、なお断定しかねる点のあることは免れないが、一件記録に当審における事実の取調の結果を加えて考察すれば、原判決が挙示する証拠のうち、Aの司法巡査に対する供述調書並びに被告人の司法警察員及び検察官に対する各供述調書中の原判示事実に符合する各供述部分は信用に動しましたものであって、Aが運転中に事故をひき起したものであるとする被告人の原審及い当審公判における各供述の方がむしろ信用に値するというべき理由があり、公訴事とどは、判決に影響を及ぼすことがのよいな事実の誤認をしたものというべきであり、論旨は理由があり、原判決はこの点において破棄を免れない。

よつて、刑事訴訟法第三九七条第一項、第三八二条により原判決を破棄することとし、なお同法第四〇〇条但書に従い当裁判所が自ら判決するが、本件については、当審の段階において検察官よりその追加の請求があつて許可された予備的訴因があるので、以下右予備的訴因について検討を加えることとする。

予備的訴因として主張された事実は、「被告人は、自動車運転の業務に (1) 従事しているものであるが、昭和四〇年四月一七日大型貨物自動車(栃〇--い-△×□)に助手Aを同乗させ、鉄材を積載して東京より宇都宮方面に向つて運転 し、途中埼玉県春日部市付近の食堂で小憩の後、さらに運転進行したのであるが、 その際右Aに執拗に要求されて自己の運行管理する前記自動車の運転を右Aに委 ね、自らは助手席に同乗して同所より宇都宮方面に向けて進行させたが、被告人と しては、右Aが法定の運転資格がなく、運転技術も未熟であることを知悉していた のであるから、こういつた場合当該自動車の運行を管理する自動車運転者として は、路面の状況、交通量、進行速度等諸般の状況に深く注意を払い、右Aの技倆の 程度に即し安全な速度と方法による運転を指示し、要すればその運転の中止を命じ て自己と交替する等、随時適切な指示、助言を与え、もつて事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があるにもかかわらず、これを怠り、漫然助手席に横になり、送り状を見る等して、右Aの運転を放任した過失により、右Aが、同日午後三時四〇分頃栃木県下都賀郡a町大字bc番地先国道四号線上を宇都宮方面に向つ て時速約五五キロメートルで進行しつつ、前方約四〇メートル先道路右端付近にB (当時四年) 外三名の佇立するのを認めながら、対向車に注意を奪われ、右幼児ら の動向に注意を払わず、前記Bが進路前方にかけ出すのを約三・七メートルに迫つ てはじめてこれに気づき、急ブレーキをかけるといつた拙劣な運転操作を行い、そ のため前記自動車右側前部フェンダーおよび右側後輪フェンダー前部を右Bに激突

させたうえ、右側後輪で轢過するに至らせ、よつて同所において同児を頭部挫滅により即死するに至らせたものである。」というにある。

- そして、右事実のうち、冒頭より自動車の運転をAに委ね自らは助手席 に同乗してAが宇都宮方面に向けて進行させたというところまでの事実、Aが運転 して a 町大字 b c 番地先国道四号線上を時速約五〇キロメートルで宇都宮方面に向 つて進行中、自車の右側前部フェンダー及び右側後輪フェンダー前部をB(当時四 年)に衝突させ、右側後輪で轢過し、頭部挫滅により即死させた事実、右Bは外三 名位の幼児と右国道右端付近で遊んでいるうち、その兄を呼んで来るため国道の反対側にある自宅に行くつもりでかけ出した際に事故にあつた事実及び右事故発生の 際、被告人が助手席に横になつて送り状を見るなどしていて、Aの運転に関与する ことがなかつた事実は、原審及び当審において取り調べた証拠により認めることが できるが、控訴趣意に対する判断において説明したとおりの理由により被告人の司 法警察員及び検察官に対する各供述調書中の事故発生の具体的状況に関する各供述 が信用できないものであるとすれば、司法警察員作成の実況見分調書により、被害 者Bに衝突した地点が幅員一〇・一メートルの国道の右端(自動車の進行方向に向 つて)より、六・五メートルの地点であり、右衝突地点より二メートル位北方に進 んだ地点より一〇・八メートル位の長さの一条のスリップ痕が残されていることが 認められることから推して、自動車を運転していたAが、右衝突地点からある程度 手前で右被害者が道路中央に向つてかけ出して来るのに気付き、急ブレーキをかけ たことは間違いないとしても、Aが最初どの地点で被害者の存在を認めたか、その 際被害者はどのような状況にあったかをはじめとして、両者が衝突するに至るまでの具体的状況を認めるに足りる証拠はないことに帰し、本件事故が、直接的にはAの過失によるものかそれとも不可抗力によるものかということも明うかではないことになり、
 スクロストになり、スクロスの表質なり、スクロスの表質なり、スクロスの表質なり、スクロスの表質なり、スクロスの表質なり、スクロスの表質なり、スクロスの表質なり、スクロスの表質なり、スクロスの表質なり、スクロス とになり、予備的訴因の業務上過失致死の事実は、結局、この点において、その証 明が十分でないということにならざるを得ない。
- それのみならず、本件の場合のように、正規の運転免許を有する運転手 が、これを有しない他の者が自己に代つてハンドルを握つて運転することを容認 右の他の者が運転中に過失によつて事故を発生させた場合、正規の運転免許を 有する運転手が、特段の事情のない限り、道路交通法第一一八条第一項第一号の罪の幇助犯の責を負らことは是認されるとしても、右以上に、右の他の者が運転するに任せこれを放任したことが、常に正規の運転免許を有する運転手の業務上の過失 にあたり、人身事故の発生した場合に、右運転手が、実際に運転をしていた他の者 とは別に、独自の立場において刑法第二一一条の業務上過失致死傷罪の責を負うと いうことは、にわかには是認できないことであるといわなければならない。何とな れば、右運転手は、当該自動車の運行を管理する立場にあつたには違いないが、現 実に発生した事故との関係においてこれを見た場合、実際に運転をしていない右運転手自身が常に当該事故の発生を予測することができ、これを防止することができる立場にあつたとは限らないし、これを関係者の意思の点より見ても、正規の運転免許を有しないのにこれを有する運転手をさし措いて運転をしている他の者は、自 己の運転中に発生した事故についての刑事上の責任を自己に負うつもりで運転して いるのが、むしろ通常であるということができるからであり、〈要旨第二〉正規の運 転免許を有する運転手がその運行を管理している車の運転を運転免許を有しない他 取免計で有する建設すが、での建立と同じませんである。 の者に委ねたく/要旨第二〉後、その運転するままに放任したことについて、刑事上の 過失責任を問われるためには、実際に他の者に運転を委ねてみた結果、右他の者の 運転技術が拙劣であるとか予想外に飲酒の影響を受けているとかの事実が明らかと なり、その者に運転を継続させることが事故発生につながることが明らかに予想さ れ、その運転を中止させて運転手自らが運転にあたることを相当とするような事情のあった場合、あるいは、他の者が運転免許を有しないことを理由として自分が運 転することを拒んだのに、運転手が強制してこれに運転させたとか、右他の者から 特別の依頼を受けたため、もしくは運転手が右他の者の運転を指導すべき職務を有 していたとかの理由により、運転手が右の他の者に対し運転について指示、助言等を与えるべき立場にあり、かつまた現実に発生した事故が、運転手の指示、助言あるいは運転手自らがハンドルを操作すること等により避けることができる性質のも のであつたとかいうような、特殊な事情のあつたことを必要とするものといわなけ ればならない。

然るに、本件の場合は、前記(2)において説明したとおり、事故発生の具体的 状況を確認することができないのであるから、現実に発生した事故そのものが、被 告人においてその発生を予測することができ、被告人のAに対する指示、助言その は、是認できないことである。
(4) 以上の次第で、予備的訴因として主張された事実は、右のいずれの点よりしても犯罪の証明の十分なものとはいえず、これを容認することはできない。

本件公訴事実は、結局、犯罪の証明が十分でないことに帰するから、被告人に対しては、刑事訴訟法第三三六条により無罪の言渡をすべきものとし、主文のとおり 判決する。

(裁判長判事 江里口清雄 判事 上野敏 判事 横地正義)